

平成 25 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社マクロミル  
代表者名 代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉  
(コード番号：3730 東証一部)  
問合せ先 取 締 役 杉山 直也  
(TEL. 03-6716-0700) (代表)

会 社 名 株式会社BCJ-12  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次  
(TEL. 03-6212-7034)

株式会社BCJ-12による  
株式会社マクロミル株券等（証券コード3730）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社BCJ-12は、平成 25 年 12 月 11 日、株式会社マクロミルの普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社BCJ-12（公開買付者）が、株式会社マクロミル（本公開買付けの対象会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

株式会社マクロミル株券等（証券コード3730）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

平成 25 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社BCJ-12  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

## 株式会社マクロミル株券等（証券コード 3730）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社BCJ-12（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 12 月 11 日、株式会社マクロミル（コード番号：3730 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Partners, LLCが投資助言を行う投資ファンドが発行済株式の全てを所有する株式会社BCJ-11の完全子会社であり、対象者の発行済みの普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債の全てを所有し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成25年11月に設立された株式会社です。

Bain Capital Partners, LLC及びそのグループ（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）は全世界で総額700億ドルを越える運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては平成18年に東京拠点を開設して以来、約30名のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めています。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しています。日本においてはジュピターショップチャンネル、すかいらーく、ドミノピザ・ジャパン、ベルシステム24など7社に対して、そしてグローバルでは昭和59年の設立以来300社超に対する投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済株式のうち、対象者が所有する自己株式を除いた対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）、本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」

「(3) 買付け等の価格」「②新株予約権」において定義します。以下同じとします。）及び本新株予約権付社債（下記「2. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格」「③新株予約権付社債」において定義します。以下同じとします。）の全てを取得及び所有することにより、対象者を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しており、応募株券等の合計が43,577,797株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定していませんので、応募株券等の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、(i)対象者が平成25年12月6日に提出した自己株券買付状況報告書（以下「対象者自己株券買付状況報告書」といいます。）に記載された平成25年11月30日現在の発行済株式総数（63,274,150株）に、(ii)(7)対象者が平成25年9月26日に提出した第14期有価証券報告書（以下「対象者第14期有価証券

報告書」といいます。)に記載された平成25年8月31日現在の第6回新株予約権(600個)、第7回新株予約権(999個)、第8回新株予約権(145個)及び第9回新株予約権(9,779個)から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、第6回新株予約権200個、第7回新株予約権57個、第9回新株予約権370個がそれぞれ消滅したとのことです。)を除いた数の新株予約権(第6回新株予約権400個、第7回新株予約権942個、第8回新株予約権145個及び第9回新株予約権9,409個)の目的となる対象者普通株式の数(2,476,600株)並びに(i)対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(165個)から、平成25年11月30日までに消滅した本新株予約権付社債に付された新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権14個が消滅したとのことです。)を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権(151個)の目的となる対象者普通株式の数(3,114,686株)をそれぞれ加えた株式数(68,865,436株)から、(iii)対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の対象者が所有する自己株式数(3,498,741株)を控除した株式数(65,366,695株)(以下「買付対象株式等数」といいます。)の3分の2に相当する株式数(小数点以下第一位を切上げ)となります。当該買付予定数の下限は、買付対象株式等数から、応募予定株主等(以下に定義します。)の保有に係る対象者普通株式の数(21,313,200株。以下「応募見込み株式等数」といいます。なお、応募見込み株式等数は、対象者が平成25年11月13日に提出した第15期第1四半期報告書の記載に基づいております。)を控除した株式数(44,053,495株)の過半数に相当する株式数(22,026,748株。これは、公開買付者の非利害関係者が保有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。)を基礎として、これに応募見込み株式等数を加えた株式数(43,339,948株)を超える株式数(43,577,797株)となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

公開買付者は、(i)対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本哲哉氏(以下「杉本氏」といいます。所有株式数:2,265,000株(杉本氏によれば、杉本氏の所有株式数は、杉本氏が所有していた第9回新株予約権1,900個を平成25年12月3日に行使したことにより所有することとなった対象者普通株式380,000株を含むとのことです。)、所有割合(対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の発行済株式総数63,274,150株に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じとします。):3.58%)及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務める株式会社バニラスカイ(以下「バニラスカイ」といいます。所有株式数:4,906,000株、所有割合:7.75%)、並びに(ii)対象者の主要株主であり筆頭株主であるヤフー株式会社(以下「ヤフー」といいます。所有株式数:14,142,200株、所有割合:22.35%)との間で、平成25年12月11日付で公開買付応募契約をそれぞれ締結しており、これらの契約に基づき、それぞれ所有する全ての対象者普通株式(所有株式数:合計21,313,200株、所有割合:合計33.68%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております(以下、杉本氏及びバニラスカイ並びにヤフーを総称して「応募予定株主等」といいます。)。上記公開買付応募契約の概要については、下記「(7)公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

また、公開買付者及び株式会社BCJ-11は、杉本氏との間で、本取引後の公開買付者の取締役への就任等に関し、平成25年12月11日付で経営委任契約を締結しています。上記経営委任契約の概要については、下記「4. その他」の「(2)公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」「②公開買付者と対象者の役員との間の合意の内容」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式(対象者が所有する自己株式は除きます。)の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの後に、対象者に対して下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手の実行を要請し、公開買付者が、対象者の発行済株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取

得することを予定しています。また、公開買付者は、対象者の発行済株式（対象者が所有する自己株式は除きます。）、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを取得した後に、対象者と吸収合併することを予定しております。

なお、本日現在の対象者の役員は、対象者、公開買付者等に対する出資を予定しておりません。

なお、対象者によって公表された平成25年12月11日付「株式会社BCJ-12による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、下記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者から独立している対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）から平成25年12月11日付で取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）、公開買付者及び対象者から独立している対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から得た法的助言、及び公開買付者及び対象者取締役会からの独立性が高い外部有識者である竹原光氏（公認会計士、ZECOOPARTNERS株式会社代表取締役）及び多久島逸平氏（弁護士、木村・多久島・山口法律事務所パートナー）並びに橋本卓也氏（公認会計士、株式会社エスネットワークス）の3名で構成される第三者委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。対象者は、対象者の中長期的な企業価値向上のためには、持ちうる経営資源の全てを活用し、あらゆる事業機会を的確に捉えていくことが必須であるとの認識に立ち、成長が鈍化しつつある国内マーケティングリサーチ領域の事業について継続的な成長をこれまでと同様に目指しながら、これに加えて国内や北米等におけるM&A、アライアンスを駆使したマーケティングリサーチサービスの展開に関する挑戦、マーケティングリサーチ領域における新サービスの開発、購買データ等のデータベース事業領域への積極的な進出のための各種ビッグデータの入手及び当該データ分析のための新システムの開発、スマートデバイスを活用した新しいマーケティングサービスの開発及び先行者メリット享受のためのサービスローンチ初期段階からの積極的な事業投資などを矢継ぎ早に実施する必要があると考えておりましたが、これらの経営施策を実行することで対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値の向上を達成するためには、投資の初期段階においてのみならず、大胆かつ機動的な事業投資を継続して行く必要があるものと認識しているところ、それに伴う一時的な費用の増大による収益の悪化やキャッシュフローの悪化のリスクを一般株主の皆様にご理解いただくのではなく、本公開買付けを実施し、対象者普通株式を非上場化するとともに、対象者を公開買付者の完全子会社とし、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築することでこのようなリスクを回避することが、対象者として最善の選択肢であると判断するに至り、平成25年12月11日開催の対象者取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である杉本氏を除く対象者取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行ったとのことです。一方、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件に関しては、平成25年12月11日開催の対象者取締役会において、杉本氏を除く対象者取締役の全員一致で、(i) 本公開買付け価格は、(a) 下記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得」に記載のとおり、メリルリンチ日本証券による算定結果のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、(b) 本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値674円に対して約16.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年11月11日から平成25年12月10日まで）の普通取引終値の単純平均値628円（小数点以下四捨五入）に対して約25.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年9月11日から平成25年12月10日まで）の普通取引終値の単純平均値614円（小数点以下四捨五入）に

対して約28.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年6月11日から平成25年12月10日まで）の普通取引終値の単純平均値608円（小数点以下四捨五入）に対して約29.3%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的であると考えられること、(ii) 本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付価格は、それぞれ「（本公開買付価格－各本新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額）×各本新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数」及び「本公開買付価格×（本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円／本日現在において有効な転換価額484.8円）」という計算式により算出されるものであること、また、(iii) 本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格のいずれも、下記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載のとおり、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の売却の機会を提供するものであると判断し、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者の代表取締役会長兼社長である杉本氏は、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、公開買付者との間で、本公開買付けに関し、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募すること等について合意することが予定されていたことに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてベインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者によって公表された平成25年12月11日付「平成26年6月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、同日開催の対象者取締役会において、平成26年6月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成26年6月期の中間及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成12年1月、インターネットを利用した調査業を目的に、「株式会社マクロミル・ドット・コム」として設立されたとのことです。平成12年8月には、WEB調査票作成、調査対象者抽出、依頼メール配信、実査（回答データ収集）、リアルタイム集計、納品データ生成に至るまでの一連の工程をWEB上で簡易に行うことを可能とした自動インターネットリサーチシステム（Automatic Internet Research system、以下「AIRs」といいます。）を独自開発し、AIRsを活用して、郵送調査や訪問調査に代表される従来型の調査手法と比較してより安価でスピーディなマーケティングリサーチサービスの提供を行うことで、幅広い顧客のニーズに応えるとともに、マーケティングリサーチに対する潜在的な需要を喚起し、平成16年1月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に株式を上場、翌平成17年4月には東京証券取引所市場第一部へ指定される等、事業を順調に拡大し、その経営基盤を強化するとともに、世界のマーケティングリサーチ会社のランキングを公表しているhonomichltop25によると、インターネットリサーチを主たる事業内容とする国内のマーケティングリサーチ会社の中では、現在に至るまで売上高で第1位を継続し、リーディングカンパニーとしての地位を築いてきたとのことです。また、

平成22年8月には、当時、国内マーケティングリサーチ分野にて約43億円の売上高を有し、対象者に次ぐ大手サービス提供者であったヤフーバリューインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により承継するなどのM&Aも展開し、平成23年6月期には、売上高121.1億円へ拡大する等、同業界における地位をより強固なものにすることに成功しているとのことです。さらには、インターネット調査領域における事業基盤の安定強化を図るため、平成24年2月に株式会社電通（以下「電通」といいます。）及び株式会社電通マーケティングインサイト（以下「電通マーケティングインサイト」といいます。）との間で業務提携契約を締結するとともに、電通マーケティングインサイトとの共同出資により、平成24年4月付にて株式会社電通マクロミルを設立したとのことです。その後、対象者と電通との間で更なる関係強化について議論を進める中で、クライアントに提供するマーケティングソリューションの更なる価値向上を目指し、電通マーケティングインサイトを両者の合弁会社として運営することについて協議を開始し、平成25年12月6日付にて最終合意に至ったため、平成25年12月25日を予定として、電通マーケティングインサイト株式の51%を取得する見込みとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、近年においては、AIRsを活用した主力サービスである自動調査サービスに加え、集計サービスや分析サービスといった付加サービス、グループインタビュー等の定性調査サービス等を積極的に拡充するとともに、データベース事業領域においても積極的な事業展開を行い、多様化する顧客ニーズに幅広く対応することが可能な総合マーケティングリサーチ企業への転換を進めているとのことです。今後も、従来型手法によるマーケティングリサーチからインターネットを活用したマーケティングリサーチへの移行は引き続き進むものと予想される中で、対象者は、これまでに培ってきた技術、ノウハウ、営業基盤等を活かし、顧客に対して高い価値を提供し続けることが期待されているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、このように、対象者は、マーケティングリサーチ市場の拡大と、マーケティングリサーチにおける従来型手法からインターネットリサーチへの移行の流れを背景に、平成14年6月期より7期連続で増収増益を達成するなど、国内マーケティングリサーチ市場において順調に成長を続けてまいりましたが、一方で、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会発表の経営業務実態調査によると、国内マーケティングリサーチ市場の年平均成長率は、直近5年で1%未満に留まっており、インターネットリサーチにおいても10%を下回るなど、国内マーケティングリサーチ市場は、徐々に成熟しつつあるとのことです。さらに、インターネットリサーチ事業においては、競合他社との競争が年々激化しており、市場成長率と同等以上の売上及び利益の成長を堅持することは極めて困難になってきているとのことです。そのため、インターネットリサーチ事業において競争力とシェアを維持、拡大するためには、人材育成のための教育体制の整備や人的余裕を確保するための新規採用、調査システムの対応範囲拡大・サービスラインナップ拡充のためのシステム改修、スマートデバイス等に対応するための新たなシステム開発、PCの利用時間が減少傾向にある中でアンケートモニタ品質を維持するためのリテンション・アンケートモニタ新規獲得の方策の転換など、これまで以上に積極的な投資を行わなければならないと、インターネットリサーチ事業において売上と利益双方の伸張をこれまで同様にバランス良く実現することは難しくなっているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、このような状況の下で、既存市場の成長率を大幅に上回る売上及び利益の成長を維持し、長期にわたる持続的な成長を実現するためには、国内インターネットリサーチ事業における安定的な収益力をさらなる投資の継続により維持・強化しつつ、並行してAIRsに代表される国内事業展開で培ったノウハウを最大限に活用することによる海外展開や、対象者の強みを活かした新規事業領域の拡大により、中長期的な収益成長を目指すことが、対象者の取り組むべき課題であると考え、M&A投資、新規事業投資を含む種々の施策実行に取り組んでいるとのことです。既に、平成24年2月に連結子会社化したEMBRAIN Co, LTD（現MACROMILL EMBRAIN CO., LTD）がインターネットリサーチ事業分野の売上高において韓国国内第1位を獲得するなど、アジアのインターネットリサーチ領域において大きな基盤を確立し始めており、今後は、アジアにとどまらず、北米や欧州を含めたグローバル展開を推進すべく、数十億円規模のM&Aや業務提携を駆使したスピーディな業容拡大へ積極的に取り組んでいくことを計画しているとのことです。また、新規事業として、昨今急速に普及しているいわゆるスマートデバイスや販売データ等のビッグデータを活

用した新たなマーケティングサービスの可能性を追求することや、マーケティングリサーチで培ったノウハウを連携させたプロモーション領域並びにメディア領域に関わるサービスの開発についても、大規模な研究開発、システム開発等を通じて、これまで以上に積極的に推し進めていくことを計画しているとのことです。

一方で、対象者プレスリリースによれば、M&Aを通じた国内外における既存事業の強化や新規事業の立ち上げによる事業領域の拡大を実現していくためには、特に一般消費者向けの新規事業領域へのチャレンジなどの場面において、大胆な挑戦に対する迅速な意思決定や、想定外の事象発生に伴う柔軟な方針転換が必要とされ、その遂行を可能とする経営執行体制を構築することが重要であると考えられるとのことです。また、そのような事業展開には、大きな事業リスクや一時的な業績悪化の可能性も伴うものと考えられるとのことです。M&Aを通じた国内外における既存事業の強化の実現に際しては、これまでに実施してきたような買収対象企業の買収後の業績改善が短期的に見込める案件のみならず、買収対象企業とのシナジー効果実現までの一定期間における業績低迷が対象者の連結業績に悪影響を及ぼす可能性がある案件や、買収に伴う多額ののれんの償却が対象者の連結損益計算書にネガティブな影響を及ぼす可能性がある案件等の実施も必要となることも予想されるとのことです。さらに、新規事業の立ち上げに際しては、必要なシステム投資や積極的な広告宣伝といった先行投資も不可欠であると考えられ、それに伴う一時的な費用の増大による収益の悪化やキャッシュフローの悪化が生じる可能性があるばかりか、新規事業において期待した成果が得られないリスクもあると想定されるとのことです。

このように、対象者プレスリリースによれば、上記諸施策の実行は、対象者の中長期的な企業価値の向上のためには不可欠であるものの、その効果が現れるまでに一定の費用と時間が必要であることから、対象者は、これらの施策が短期的に対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を生じさせることを懸念し、資本市場に対して十分な説明を果たしながら上記の事業展開を実行するための投資を慎重に行ってきたとのことです。しかしながら、投資を行った事業の収益最大化及び更なる事業拡大をより確実なものとするためには、投資の初期段階においてのみならず、その後も大規模なシステム開発、広告宣伝、人材採用、研究開発等の追加投資を、最適なタイミングで機動的に行っていくことが必要であるものと認識しているとのことです。そのため、中長期的な企業価値の向上を実現すべく大胆かつ機動的な投資を継続して行っていくためには、一時的な業績悪化等の事業リスクを受容し、短期的な業績の変動に左右されることなく、統一的な経営方針の下で、対象者の経営陣及び従業員が丸となって取り組むことができる経営体制の構築が必要であると考えに至ったとのことです。なお、対象者は、このような考えを有していたところ、平成24年11月に、ベインキャピタル及び公開買付者以外の第三者から、本取引と同種の提案を受けたため、その後検討を開始し、交渉を進めておりましたが、最終的に条件が折り合わなかったため、平成25年5月に当該提案の検討を中止したとのことです。

一方、ベインキャピタルは、かねてより日本国内における新規投資先の調査・検討を行っており、過去に投資実績のあったネットリサーチ業界もその対象として、調査・検討を行っていました。かかる検討の過程において、ベインキャピタルは、国内ネットリサーチ業界の企業の中でもリーディングカンパニーである対象者事業の特性に注目するようになり、対象者の潜在的な成長性及び最適な経営体制等について検討を進めておりました。

ベインキャピタルは、対象者においては、潜在的な事業拡大の余地はあるものの、インターネット環境の変化に伴う新規参入による競争激化の可能性、それを踏まえた環境下において今後の新たなマーケティングサービスの開発・市場創出への課題を踏まえると、対象者の企業価値を中長期的に向上させていくためには、マーケティング周辺領域への事業基盤の拡大・強化を一段と加速していく必要があると考えるに至りました。そして、ベインキャピタルは、対象者において、刻々と変化するインターネット環境に柔軟に対応しながら上記のような成長施策を積極的に推進し、企業価値を向上させていくにあたっては、機動的な経営体制の下で、スピーディかつ柔軟な経営判断を行っていくことが必要であると考えております。

他方で、これらの施策は、対象者の短期的な損益にネガティブな影響を与えうるものと考えられます。即ち、特に新規事業の立ち上げ時においては、明確な収益性を見込むことが難しく、事業の軌道修正に伴い短期的な収益の悪化を招く可能性があり、対象者が株式を上場させたままでこれらの施策を

講じることは、収益力の安定的向上を求めておられる対象者の株主の皆様の期待に添えない可能性が高いばかりか、株価の不安定化のリスクを株主の皆様にご負担させることになると考えられます。

そこで、ベインキャピタルは、中長期的な企業価値向上に向けられた経営施策の実行を一般株主の皆様のごリスクにおいて行うことを回避しつつ、対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を達成するためには、本取引を実施し、対象者普通株式を非上場化するとともに、その株主構成を簡素化し、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築した上で、杉本氏のリーダーシップの下、経営支援経験が豊かなベインキャピタルと協働しながら、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって上記のような経営施策に取り組むことが最も有効な手段であると考えに至り、平成25年10月11日、対象者に対して対象者の非公開化に関する協議の申入れを行いました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のように、かねてよりベインキャピタルと同様の考えを有していたことなどから、ベインキャピタルの申入れを検討し、対象者の非公開化に関する協議を開始したいと考えるに至ったとのことです。これを受けたベインキャピタルは、平成25年10月25日、対象者に対し、対象者の非公開化を提案し、対象者との間で、対象者の非公開化に向けた協議を開始いたしました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当該提案を受けて、本取引に関する検討を行うために、本取引に特別の利害関係を有しない対象者の取締役3名のうち、社外取締役である美澤臣一氏を除いた小西克己氏及び杉山直也氏を中心とし、対象者の経営戦略室長を事務局とする、本取引に関するプロジェクトチーム（以下「対象者プロジェクトチーム」といいます。）を発足させ、対象者が当該時点において置かれている事業環境の整理、中長期における事業課題とその解決策の洗い出し、本取引の実施によるメリット及びデメリットの整理・確認、本取引を適法に進めるために必要となる事項の検討などを行ったとのことです（下記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等」を併せてご参照ください。）。

続いて、ベインキャピタルは、平成25年10月末から11月にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、また、これと並行して、対象者プロジェクトチームとの間で多数回にわたって本取引に関して協議及び交渉を重ねました。さらに、ベインキャピタルは、これらと並行して、杉本氏及びバニラスカイとも協議・交渉を重ねるとともに、その後ヤフーとも協議・交渉を重ねておりましたが、平成25年11月20日、対象者プロジェクトチームに対して、本公開買付価格を750円以上としたい旨の初期的な提案を行いました。また、対象者プロジェクトチームは、その後の協議・交渉の中で、公開買付者からの買付価格の提案に対し、メリルリンチ日本証券からの助言を踏まえ、対象者の過去の株価推移や類似の事案におけるプレミアム率、メリルリンチ日本証券からの助言等を参考として、本公開買付価格の再検討を要請しました。

対象者プロジェクトチームからの要請を受け、ベインキャピタルは、改めて本公開買付価格に関する検討を行いました。その結果、対象者の将来的な事業成長の可能性や対象者プロジェクトチームとの間の上記の協議・交渉の経緯等も考慮に入れ、本公開買付価格を785円とすることが妥当であると考えに至り、平成25年12月6日、対象者に対して、その旨の再提案を行いました。この再提案を踏まえ、対象者プロジェクトチーム及びベインキャピタルは、本公開買付けを含む本取引の実施の是非及びその条件等について、更に協議・交渉を重ねました。

かかる協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成25年12月11日、本公開買付価格を786円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者の非公開化後は、対象者に対し、ベインキャピタルがこれまで蓄積してきた投資先に対する豊富なバリューアップノウハウを提供するとともに、M&Aを含む各事業のグローバル展開支援及び財務・経営管理面での支援を行い、対象者において事業の潜在的価値の最大化を実現するための施策を推進していく予定です。

また、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の対象者の臨時株主総会において、公開買付者が指定する者が対象者の取締役の過半数を占めるように取締役を選任する予定ですが、選任される取締役は本日現在において未定です。



なお、本公開買付け後の対象者の従業員の雇用に関しては、原則として現状どおりの雇用を維持することを予定しております。

また、杉本氏は、公開買付者及び株式会社BCJ-11との間で、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、①公開買付者及び株式会社BCJ-11が、本取引後に実施する予定の公開買付者と対象者との間の公開買付者を吸収合併存続会社とし、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力発生日（以下「本合併効力発生日」といいます。）をもって、公開買付者の取締役就任し、職務を遂行することを杉本氏に委任すること、②杉本氏が、公開買付者の取締役としての任期中の報酬として、原則として経営委任契約の締結日時点における対象者の杉本氏に対する報酬額を基準として報酬を受けること、③杉本氏が、在任中及び退職後の一定期間、競業禁止義務を負うこと等について合意をしております。なお、杉本氏以外の対象者の取締役である小西克己氏、杉山直也氏及び美澤臣一氏並びに公開買付者との間で、本日現在、本公開買付け後の対象者の経営関与に関する協議や対象者の株券等の本公開買付けへの応募に関する合意はなされておらず、また、対象者の監査役である新井誠氏、都賢治氏及び野崎晃氏並びに公開買付者との間でも、本日現在、本公開買付け後の監査役としての地位継続に関する協議や対象者の株券等の本公開買付けへの応募に関する合意はなされておられません。

なお、本日現在の対象者の役員は、対象者、公開買付者等に対する出資を予定しておりません。

### (3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定

#### (a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値（674円）並びに過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の終値の単純平均値（628円、614円及び608円。それぞれ小数点以下を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じ。）の推移を参考にいたしました。さらに、過去3年間に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、応募予定株主等及び対象者との協議及び交渉を経て、平成25年12月11日に本公開買付価格を786円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、応募予定株主等及び対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値674円に対して16.62%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じ。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値628円に対して25.16%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値614円に対して28.01%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値608円に対して29.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

#### (b) 新株予約権

本新株予約権は、いずれも本日現在において対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、第6回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第6回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額270円との差額である516円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である206,400円と、第7回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第7回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額270円との差額である516円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である206,400円と、第8回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第8回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額333円との差額である453円に当該新株予約権1個の目的

となる普通株式の数である400を乗じた金額である181,200円と、第9回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第9回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額474円との差額である312円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である62,400円と、それぞれ決定いたしました。

なお、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践するよう要請する予定です。

また、本新株予約権はいずれも、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、本公開買付けの成立を停止条件として、包括的に承認することを決議したとのことです。

#### (c) 新株予約権付社債

公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円を本日現在において有効な転換価額である 484.8 円で除した数 (20,627 株) (1株未満の端数切り捨て) に本公開買付価格である 786 円を乗じた金額である 16,212,822 円を、本新株予約権付社債額面 10,000,000 円当たりの買付け等の価格とすることに決定いたしました。当該買付け等の価格 16,212,822 円は、額面金額に対して 62.13%のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本公開買付けが成立し、本取引が実行される場合には、本公開買付けにおいて取得できなかった本新株予約権付社債は、繰上償還条項に従って定められる繰上償還金額の上限額である本新株予約権付社債額面10,000,000円当たり16,000,000円で償還される予定です。本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格である16,212,822円は、かかる本新株予約権付社債額面10,000,000円当たりの繰上償還金額である16,000,000円を上回っております。

#### (4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格及び本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施しました。

##### ① 対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ベインキャピタルからの本取引に関する提案を受け、本取引に関する対象者の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除し、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として、本取引に特別の利害関係を有しない（注）対象者の取締役3名のうち、社外取締役である美澤臣一氏を除いた小西克己氏及び杉山直也氏を中心とし、対象者の経営戦略室長を事務局とする、対象者プロジェクトチームを平成25年10月25日に設置し、対象者プロジェクトチームは、上記の観点から本取引の是非等につき協議及び検討し、ベインキャピタルとの間で、多数回にわたって本取引に関する協議及び交渉を行ったとのことです。

（注）小西克己氏、杉山直也氏及び美澤臣一氏は、本公開買付けに関しその所有する対象者普通株式又は本新株予約権を本公開買付けに応募すること、本公開買付け後も継続して対象者の経営にあたること、その他本取引の実施にあたり特別な便益の供与を受けること等について公開買付者との間で協議をしていないとのことです。

具体的には、対象者プロジェクトチームは、平成25年10月下旬より、本取引についての協議及び検討を重ね、下記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得」及び「③対象者における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載の公開買付者及び対象者から独立したアドバイザーとも協議し、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から、対象者の事業計画の策定及びこれに基づく企業価値の算定並びに本取引の目的の整理、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格及び本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に協議及び検討を行ったとのことであり、ベインキャピタルとの間で、多数回にわたって本取引に関する協議及び交渉を重ねました。

また、併せて、下記「④対象者における第三者委員会による検討」に記載のとおり、公開買付者及び対象者からの独立性が高い第三者委員会から、(a)本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本取引により株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の本答申書を取得しているとのことです。

なお、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、杉本氏は、公開買付者との間で、本取引に関し、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募すること等について合意することが予定されていたことから、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、また、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討等に一切関与していないとのことです。

## ②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の検討を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないメリルリンチ日本証券をフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者取締役会は、対象者株式価値算定書を平成25年12月11日付で取得したとのことです。メリルリンチ日本証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、及び、対象者の業績の内容や予想等を勘案したDCF分析を行い、対象者の1株当たり株式価値の算定を実施したとのことです。

対象者株式価値算定書によれば、メリルリンチ日本証券による対象者の株式価値に係る分析は、以下のとおりとされているとのことです。

市場株価分析については、平成25年12月10日を基準日とし、基準日の株価終値（674円）、基準日までの1ヶ月間の株価終値の平均値（628円）、3ヶ月間の株価終値の平均値（614円）及び6ヶ月間の株価終値の平均値（608円）を算定の基礎としたとのことです。また、DCF分析では、対象者から提供された平成26年6月期から平成30年6月期までの5期分の本取引によるシナジー等の影響を考慮しない財務予測を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で割り引くことによって対象者の1株当たり株式価値を算定しているとのことです。なお、上記DCF分析の算定の基礎となる財務予測では、対象者が平成23年8月3日付で公表している対象者の中期事業計画において前提としている国内・海外におけるM&Aによる事業展開等のうち、未実施のものは含まれていないとのことです。対象者は、それらの国内・海外におけるM&Aによる事業展開等は中長期的には対象者の企業価値向上に繋がるものと考えているとのことです。未だ確定したのではなく、その収益予測及び具体的な支出額の見積もりには不確実性が伴うことから、本公開買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しているとのことです。他方、対象者は、電通との間で、電通マーケティングインサイトの株式の51%の取得（以下「電通

マーケティングインサイト株式取得」といいます。) に関し平成25年12月6日付で最終契約を締結しているとのことです。電通マーケティングインサイト株式取得は、対象者の中期事業計画に含まれておりませんが、既に最終契約が調印済みであることから、上記DCF分析の算定の基礎となる財務予測に当該取引が実施されることを前提として含めているとのことです。また、当該財務予測において大幅な増益を対象者が見込んでいる事業年度があるとのことです。具体的には、平成27年6月期(来期)の売上高及び営業利益について、平成25年10月にサービスが開始されたDIYリサーチサービス(セルフ型リサーチサービス)の『Questant(クエスタント)』等、今期既に実施された新規事業からの収益が来期以降本格的に業績に寄与すること、及び電通マーケティングインサイト株式取得実施を前提に比較して、それぞれ、今期の20,935百万円及び3,633百万円から24,710百万円及び4,742百万円に増加することが見込まれているとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

採用手法	1株当たりの株式価値
市場株価分析	608円～674円
DCF分析	719円～874円

さらに、対象者取締役会は、メリルリンチ日本証券より、一定の前提条件のもとに、本公開買付価格が対象者普通株主(但し、公開買付者、杉本氏、バニラスカイ及びヤフーを除きます。)にとり財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)(以下「対象者意見書」といいます。)を平成25年12月11日付で取得したとのことです。

なお、対象者取締役会は、メリルリンチ日本証券から、対象者株式価値算定書及び対象者意見書の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けているとのことです。その詳細は、以下の(注)をご参照ください。

また、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格及び本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格に関しては、対象者はメリルリンチ日本証券より算定書も公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)も取得していないとのことです。

(注)メリルリンチ日本証券は、各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、メリルリンチ日本証券の分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、対象者及びその関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について多数の前提を置いており、その多くは対象者にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っております。比較分析に用いたいかなる会社にも、対象者と同一のものはありません。これらの分析及び評価は、事業、会社又は証券の価格の鑑定ではなく、かかる分析の結果としての株式価値の範囲は必ずしもこれらが実際に売却される場合の現在又は将来の価格を示すものではなく、これらは分析結果と著しく異なる可能性があります。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。

メリルリンチ日本証券は、対象者株式価値算定書及び対象者意見書を作成するにあたり、公開されている又はメリルリンチ日本証券に対して提供され若しくはメリルリンチ日本証券が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を対象者が認識していないことを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、メリルリンチ日本証券に提供された対象者に関する財務予測(以下「対象者予測」といいます。)について、それが対象者の将来の業績に関する対象者の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提としております。

対象者は、電通との間で、電通マーケティングインサイト株式取得に関し平成25年12月6日付で最終契約を締結しております。メリルリンチ日本証券は、対象者により作成されメリルリンチ日本証券に提供された電通マーケティングインサイトに関する財務予測（以下「電通マーケティングインサイト予測」といいます。）について、それが電通マーケティングインサイトの将来の業績に関する対象者の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、対象者又はその関連会社（電通マーケティングインサイト及びその関連会社を含みます。以下本注において同じとします。）の資産又は負債（偶発的なものか否かを問いません。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、またかかる鑑定又は評価を提供されておられません。また、メリルリンチ日本証券は、対象者又はその関連会社の財産又は資産の実地の見分も行っておりません。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律の下でも、対象者の支払能力又は公正価値について評価を行っていません。

メリルリンチ日本証券は、対象者の指示に従い、本取引及び電通マーケティングインサイト株式取得が重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従い完了されること、並びに本取引又は電通マーケティングインサイト株式取得に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、公開買付者若しくは対象者又は本取引が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを含みます。）がないことを前提としております。また、メリルリンチ日本証券は、対象者の了解を得た上で、本取引につき、一定の会計・税務上の処理が行われ、本取引が、公開買付者又は対象者にとって有税取引とならないことを前提としております。なお、メリルリンチ日本証券は、対象者株式価値算定書及び対象者意見書の作成にあたり、対象者の指示に従い、対象者の発行している本新株予約権及び本新株予約権付社債につき、一定の前提に基づき対象者普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。メリルリンチ日本証券は、かかる本新株予約権及び本新株予約権付社債の保有者による新株予約権の行使の有無又はその時期について何ら意見又は見解を表明するものではありません。対象者株式価値算定書及び対象者意見書は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に従った財務情報に基づいて作成されております。

メリルリンチ日本証券は、本取引の形態、ストラクチャー等を含め本取引の条件その他の側面（対象者意見書に明記される範囲における本公開買付価格を除く。）及び電通マーケティングインサイト株式取得について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、メリルリンチ日本証券は、対象者の買収又はその他の代替取引について第三者に対して興味を示すよう勧誘することを対象者から依頼されておらず、かつ勧誘をしておりません。メリルリンチ日本証券の意見は、本公開買付けにおける本公開買付価格に係る対象者の普通株主（但し、公開買付者、杉本氏、バナラスカイ及びヤフーを除きます。）にとっての財務的見地からの公正性に限定され、本取引に関連して対象者普通株主以外の関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、対象者にとり採用可能であるか、又は対象者が実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点について、また、本公開買付けへの賛同若しくは応募の推奨を含む本取引を推進若しくは実施する対象者の業務上の意思決定について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、本公開買付けの発表後又は完了後を含むいかなる時点においても、対象者普通株式の取引価額又はその売買の是非について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、メリルリンチ日本証券は、本取引又はこれに関連する事項について、株主が本公開買付けに応募すべきか否か又はどのように議決権を行使し若しくは行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、本公開買付けに関して対象者のフィナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その全額が本公開買付けの完了を条件といたします。）を受領いたします。また、対象者は、メリルリンチ日本証券の実費を負担すること、及びメリルリンチ日本証券の関与から発生する一定の責任についてメリルリンチ日本証券に補償することを合意しております。

メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、フルサービスの証券会社、かつ、商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しております。メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、その通常の業務の過程において、対象者、公開買付者及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、対象者又はその関係会社に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領する可能性があります。

さらに、メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、公開買付者又はその関係会社（ベインキャピタル及びその関係会社並びにそれらが管理するファンド若しくはポートフォリオ会社を含みます。）に対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去に提供し、また将来提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来受領する可能性があります。

メリルリンチ日本証券の対象者株式価値算定書及び対象者意見書の作成は、対象者の取締役会が（当該立場において）本公開買付けの検討において使用するためにその便宜のために作成されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。

対象者株式価値算定書及び対象者意見書は、必然的に、対象者株式価値算定書及び対象者意見書の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づいております。対象者株式価値算定書又は対象者意見書の日付以降に発生する事象が対象者株式価値算定書又は対象者意見書の内容に影響を与える可能性があります。メリルリンチ日本証券は、対象者株式価値算定書又は対象者意見書を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了承されております。

メリルリンチ日本証券は、法律上・会計上・税務上の助言を行うものではありません。

### ③対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームは、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、TMIから、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ているとのこととです。

### ④対象者における第三者委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームは、平成25年11月8日、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議の公正性を担保し、その意思決定過程における恣意性を排除することを目的として、公開買付者及び対象者取締役会からの独立性が高い外部有識者である竹原相光氏（公認会計士、ZECOOPパートナーズ株式会社代表取締役）及び多久島逸平氏（弁護士、木村・多久島・山口法律事務所パートナー）並びに橋本卓也氏（公認会計士、株式会社エスネットワークス）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本

諮問事項に係る意見を対象者プロジェクトチームに対して表明することを依頼したとのことです。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では対象者の支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後は、公開買付者が対象者の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、本完全子会社化手続（詳細は、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（東京証券取引所の定める有価証券上場規程441条の2）に該当することになります。そこで、本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続を一体のものとし、この段階で上記意見を取得することにしたとのことです。

第三者委員会は、対象者プロジェクトチームから、ベインキャピタル及び公開買付者の提案内容、メリルリンチ日本証券及びTMIの対象者からの独立性並びに本公開買付け及び下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受け、対象者プロジェクトチームとの間で、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、公開買付者との間で、本公開買付けに関し、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募すること等について合意することが予定されている杉本氏から、杉本氏及び公開買付者間の共通の利害関係の有無を確認する等の目的で、上記の応募契約及び経営の委任に関する合意の内容等について確認したとのことです。さらに、第三者委員会は、メリルリンチ日本証券から、同社の公開買付者及び対象者からの独立性について説明を受け、同社との間で、公開買付者の提案内容及び対象者普通株式の価値算定に関して財務的見地から質疑応答を行い、また、TMIから、TMIの公開買付者及び対象者からの独立性について説明を受け、必要に応じて、本取引に係る手続の公正性等について助言を得ているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、これらの検討結果を前提に、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(7)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的について、対象者プロジェクトチーム、杉本氏及びベインキャピタルから上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載と同様の説明を受けたところ、その説明及びその他の資料を総合しても、本取引の目的につき公正性を疑わせる事情は認められず、また、本プロジェクトチームに属する取締役らは適切な情報収集をした上で本取引の実行を目指しており、かかる判断に経営判断としての相当性を逸脱する事情は認められないこと、(イ)本取引における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、(ロ)本公開買付価格は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、対象者プロジェクトチームとベインキャピタルとの間の真摯な交渉を経て決定されたものと評価できる上、ベインキャピタルとヤフーという相互に独立した当事者間の価格交渉を経て合意された価格でもあり、メリルリンチ日本証券から提出を受けた対象者株式価値算定書及び対象者意見書の内容に不合理な点はなく、本公開買付価格の水準は、過去の同種事案の裁判例に照らして、公正と判断される可能性が高いと考えられること、及び(エ)本公開買付け後において予定されている本完全子会社化手続（詳細は、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）において、対象者の各株主の皆様が交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることが本公開買付けに係る公開買付届出書等で明示される予定であることなどを踏まえ、平成25年12月10日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a)本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本取引により株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様へ交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益

ではないと認められる旨を内容とする本答申書を提出し、対象者プロジェクトチームは、平成25年12月11日に本答申書を対象者取締役会に提出しているとのことです。

⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、メリルリンチ日本証券から取得した対象者株式価値算定書、TMIから得た法的助言及び第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。対象者は、対象者の中長期的な企業価値向上のためには、持ちうる経営資源の全てを活用し、あらゆる事業機会を的確に捉えていくことが必須であるとの認識に立ち、成長が鈍化しつつある国内マーケティングリサーチ領域の事業について継続的な成長をこれまでと同様に目指しながら、これに加えて国内や北米等におけるM&A、アライアンスを駆使したマーケティングリサーチサービスの展開に関する挑戦、マーケティングリサーチ領域における新サービスの開発、購買データ等のデータベース事業領域への積極的な進出のための各種ビッグデータの入手及び当該データ分析のための新システムの開発、スマートデバイスを活用した新しいマーケティングサービスの開発及び先行者メリット享受のためのサービスローンチ初期段階からの積極的な事業投資などを矢継ぎ早に実施する必要があると考えていたとのことです。これらの経営施策を実行することで対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値の向上を達成するためには、投資の初期段階においてのみならず、大胆かつ機動的な事業投資を継続して行っていく必要があるものと認識しているところ、それに伴う一時的な費用の増大による収益の悪化やキャッシュフローの悪化のリスクを一般株主の皆様にご許容いただくのではなく、本公開買付けを実施し、対象者普通株式を非上場化するとともに、対象者を公開買付者の完全子会社とし、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築することでこのようなリスクを回避し、かつ、公開買付者が有する人材・ノウハウ及び資金の提供によりもたらされるメリットの最大化を図ることが、対象者として最善の選択肢であると判断するに至ったとのことです。その上で、メリルリンチ日本証券から取得した対象者株式価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料等を踏まえれば、本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者、本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年12月11日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である杉本氏を除く取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である杉本氏は、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、公開買付者との間で、本公開買付けに関し、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募すること等について合意をしているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてベインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、上記対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、上記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得」に記載のとおり、対象者取締役会は、メリルリンチ日本証券より、一定の前提条件のもとに、本公開買付価格が対象者普通株主（但し、公開買付者、杉本氏、パニラスカイ及びヤフーを除きま



す。)にとり財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を平成25年12月11日付で取得しているとのことです。

#### ⑥比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者の株券等に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格及び本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者又はその関係者のいずれも、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### ⑦買付予定の株券等の下限の設定

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を43,577,797株としており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株式等の全部の買付け等を行いません。上記買付予定数の下限は、買付対象株式等数の3分の2に相当する株式数となります。当該買付予定数の下限は、買付対象株式等数から、応募見込み株式等数(21,313,200株)を控除した株式数

(44,053,495株)の過半数に相当する株式数(22,026,748株)に、応募見込み株式等数を加えた数(43,339,948株)を超える株式数(43,577,797株)となっております。

このように、公開買付者は、公開買付応募契約を締結した応募予定株主等の所有株式数は21,313,200株(所有割合:33.68%)にとどまること、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募することが合意された対象者普通株式を除く対象者普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債について、多数の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様からの応募が得られない場合には本公開買付けは行われなことをし、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様の意思を尊重しています。

#### (5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを所有することになるよう一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部(対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに当該株式とは別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を

構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付が成立し本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象者が取得することとなり、対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、その対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる方に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主の皆様へ交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の内容及び数は、本日現在において未定ですが、当該株式の数については、公開買付者が対象者の発行済株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主の皆様に対して交付される対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に基づく買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の所有状況及び公開買付者以外の対象者の株主の皆様による対象者の株式の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更される可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しており、その場合に対象者の株主の皆様へ交付されることとなる金銭の額についても本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、公開買付者は、原則として、平成26年6月頃を目途に、本完全子会社化手続を完了することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を實踐するよう要請する予定です。また、本公開買付けが成立したものの公開買付者が本公開買付けにおいて本新株予約権付社債の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けにおいて取得できなかった本新株予約権付社債は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における上記各議案の決議後に、繰上償還条項に従って額面10,000,000円につき16,000,000円で償還される予定です。

なお、公開買付者は、上記の各手続実行後に対象者と吸収合併することを予定しておりますが、その具体的な日程等は未定です。

また、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ございません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成 25 年 12 月 11 日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000 株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバナラスカイ（所有株式数：4,906,000 株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバナラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約（以下「杉本氏ら応募契約」といいます。）を締結しております。杉本氏ら応募契約において、杉本氏及びバナラスカイによる本公開買付けへの応募についての前提条件は定められておりません。

なお、杉本氏及びバナラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000 株）については、本日後に杉本氏からバナラスカイに対して譲渡し、バナラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。

また、公開買付者は、平成 25 年 12 月 11 日付で、対象者の主要株主であり筆頭株主であるヤファー（所有株式数：14,142,200 株、所有割合：22.35%）との間で、ヤファーが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約（以下「ヤファー応募契約」といいます。）を締結しております。ヤファー応募契約においては、(i)対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明がなされており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、及び、(ii)ヤファー応募契約における公開買付者の表明及び保証（注）が真実かつ正確であることが応募の前提条件となっておりますが、ヤファーは、任意の裁量により、かかる前提条件のいずれも放棄又は猶予することができ、かかる前提条件を充足しない場合においても、自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。なお、ヤファー応募契約においては、ヤファーが、対象者の事業に関して対象者との間で締結している業務提携契約について、その内容を変更する旨の合意はなされておられません。

（注）ヤファー応募契約における公開買付者の表明及び保証として、ヤファー応募契約締結日及びヤファー応募契約の有効期間中のいずれの時点においても、本公開買付けが金融商品取引法その他の適用法令及び金融商品取引所の規則に基づき適法かつ有効に実施されるものであること又は実施されたことが規定されております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社マクロミル
② 所 在 地	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉
④ 事 業 内 容	インターネットを活用した市場調査
⑤ 資 本 金	1,953,008 千円（平成 25 年 6 月 30 日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	平成 12 年 1 月 31 日

大株主及び持株比率 ⑦ (平成25年6月30日現在)(注)	ヤフー株式会社	22.39%
	株式会社バニラスカイ	7.77%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.45%
	杉本 哲哉	2.98%
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	2.32%
	福羽 泰紀	1.93%
	柴田 聡	1.81%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.75%
	ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	1.72%
	野村信託銀行株式会社(投信口)	1.69%
公開買付者と対象者の関係 ⑧	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 持株比率の記載は、対象者の第14期有価証券報告書(平成25年9月26日提出)と同様の記載にしております。

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成25年12月11日(水曜日)
公開買付開始公告日	平成25年12月12日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成25年12月12日(木曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成25年12月12日(木曜日)から平成26年1月31日(金曜日)まで(30営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金786円

### ② 新株予約権

- (a) 平成21年7月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間が平成21年7月29日から平成28年7月15日までとされているもの。以下「第6回新株予約権」といいます。) 1個につき金206,400円
- (b) 平成21年7月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間が平成23年7月16日から平成28年7月15日までとされているもの。以下「第7回新株予約権」といいます。) 1個につき金206,400円
- (c) 平成22年9月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第8回新株予約権」といいます。) 1個につき金181,200円
- (d) 平成24年8月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。) 1個につき金62,400円

(第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)

③ 新株予約権付社債

平成23年8月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)

額面10,000,000円につき 金16,212,822円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値(674円)並びに過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(628円、614円及び608円)の推移を参考にいたしました。さらに、過去3年間に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、応募予定株主等及び対象者との協議及び交渉を経て、平成25年12月11日に本公開買付価格を786円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、応募予定株主等及び対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値674円に対して16.62%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値628円に対して25.16%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値614円に対して28.01%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値608円に対して29.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

(b) 本新株予約権

本新株予約権は、いずれも本日現在において対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、第6回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第6回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額270円との差額である516円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である206,400円と、第7回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第7回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額270円との差額である516円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である206,400円と、第8回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第8回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額333円との差額である453円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である181,200円と、第9回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第9回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額474円との差額である312円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である62,400円と、それぞれ決定いたしました。

(c) 本新株予約権付社債

公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本日現在において有効な転換価額である484.8円で除した数(20,627株)(1株未満の端数切り捨て)に本公開買付価格である786円を乗じた金額である16,212,822円を、本新株予約権付社債額面10,000,000円当たりの買付け等の価格とすることに決定いたしました。当該買付け等の価格16,212,822円は、額面金額に対して62.13%のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本公開買付けが成立し、本取引が実行される場合には、本公開買付けにおいて取得できなかった本新株予約権付社債は、繰上償還条項に従って定められる繰上償還金額の上限額である本新株予約権付社債額面 10,000,000 円当たり 16,000,000 円で償還される予定です。本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面 10,000,000 円当たりの買付け等の価格である 16,212,822 円は、かかる本新株予約権付社債額面 10,000,000 円当たりの繰上償還金額である 16,000,000 円を上回っております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

ベインキャピタルは、かねてより日本国内における新規投資先の調査・検討を行っており、過去に投資実績のあったネットリサーチ業界もその対象として、調査・検討を行っていました。かかる検討の過程において、ベインキャピタルは、国内ネットリサーチ業界の企業の中でもリーディングカンパニーである対象者事業の特性に注目するようになり、対象者の潜在的な成長性及び最適な経営体制等について検討を進めておりました。

ベインキャピタルは、対象者においては、潜在的な事業拡大の余地はあるものの、インターネット環境の変化に伴う新規参入による競争激化の可能性、それを踏まえた環境下において今後の新たなマーケティングサービスの開発・市場創出への課題を踏まえると、対象者の企業価値を中長期的に向上させていくためには、マーケティング周辺領域への事業基盤の拡大・強化を一段と加速していく必要があると考えるに至りました。そして、ベインキャピタルは、対象者において、刻々と変化するインターネット環境に柔軟に対応しながら上記のような成長施策を積極的に推進し、企業価値を向上させていくにあたっては、機動的な経営体制の下で、スピーディかつ柔軟な経営判断を行っていくことが必要であると考えております。

他方で、これらの施策は、対象者の短期的な損益にネガティブな影響を与えうるものと考えられます。即ち、特に新規事業の立上げ時においては、明確な収益性を見込むことが難しく、事業の軌道修正に伴い短期的な収益の悪化を招く可能性があり、対象者が株式を上場させたままでこれらの施策を講じることは、収益力の安定的向上を求めておられる対象者の株主の皆様ごの期待に添えない可能性が高いばかりか、株価の不安定化のリスクを株主の皆様ごに負担させることになると考えられます。

そこで、ベインキャピタルは、中長期的な企業価値向上に向けられた経営施策の実行を一般株主の皆様ごのリスクにおいて行うことを回避しつつ、対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を達成するためには、本取引を実施し、対象者普通株式を非上場化するとともに、その株主構成を簡素化し、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築した上で、杉本氏のリーダーシップの下、経営支援経験が豊かなベインキャピタルと協働しながら、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって上記のような経営施策に取り組むことが最も有効な手段であると考えに至り、平成25年10月11日、対象者に対して対象者の非公開化に関する協議の申入れを行いました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のように、かねてよりベインキャピタルと同様の考えを有していたことなどから、ベインキャピタルの申入れを検討し、対象者の非公開化に関する協議を開始したいと考えるに至ったとのことです。これを受けたベインキャピタルは、平成25年10月25日に、対象者に対し、対象者の非公開化を提案し、対象者との間で、対象者の非公開化に向けた協議を開始いたしました。

続いて、ベインキャピタルは、平成25年10月末から11月にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、また、これと並行して、対象者プロジェクトチームとの間で多数回にわたって本取引に関して協議及び交渉を重ねました。さらに、ベインキャピタルは、これらと並行して、杉本氏及びバニラスカイとも協議・交渉を重ねるとともに、その後ヤフーとも協議・交渉を重ねておりましたが、平成25年11月20日、対象者プロジェクトチームに対して、本公開買付価格を750円以上としたい旨の初期的な提案を行いました。また、対象者プ

プロジェクトチームは、その後の協議・交渉の中で、公開買付者からの買付価格の提案に対し、メリルリンチ日本証券からの助言を踏まえ、対象者の過去の株価推移や類似の事案におけるプレミアム率、メリルリンチ日本証券からの助言等を参考として、本公開買付価格の再検討を要請しました。

対象者プロジェクトチームからの要請を受け、ペインキャピタルは、改めて本公開買付価格に関する検討を行いました。その結果、対象者の将来的な事業成長の可能性や対象者プロジェクトチームとの間の上記の協議・交渉の経緯等も考慮に入れ、本公開買付価格を785円とすることが妥当であると考えに至り、平成25年12月6日、対象者に対して、その旨の再提案を行いました。この再提案を踏まえ、対象者プロジェクトチーム及びペインキャピタルは、本公開買付けを含む本取引の実施の是非及びその条件等について、更に協議・交渉を重ねました。

かかる協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成25年12月11日、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

#### (本公開買付価格の検討)

##### (a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値(674円)並びに過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(628円、614円及び608円)の推移を参考にいたしました。さらに、過去3年間に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、応募予定株主等及び対象者との協議及び交渉を経て、平成25年12月11日に本公開買付価格を786円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、応募予定株主等及び対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値674円に対して16.62%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値628円に対して25.16%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値614円に対して28.01%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値608円に対して29.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

##### (b) 本新株予約権

本新株予約権は、いずれも本日現在において対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、第6回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第6回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額270円との差額である516円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である206,400円と、第7回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第7回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額270円との差額である516円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である206,400円と、第8回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第8回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額333円との差額である453円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である181,200円と、第9回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である786円と第9回新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額474円との差額である312円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である62,400円と、それぞれ決定いたしました。

##### (c) 本新株予約権付社債

公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を本日現在において有効な転換価額である484.8円で除した数(20,627株)(1株未満の端数切り捨て)に本公開買付価格である786円を乗じた金額である16,212,822円を、本新株予約権付社債額面10,000,000円当たりの買付け等の価格とすることに決定いたしました。当該買付け等の価格16,212,822円は、額面金額に対して62.13%のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本公開買付けが成立し、本取引が実行される場合には、本公開買付けにおいて取得できなかった本新株予約権付社債は、繰上償還条項に従って定められる繰上償還金額の上限額である本新株予約権付社債額面10,000,000円当たり16,000,000円で償還される予定です。本公開買付けにおける本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格である16,212,822円は、かかる本新株予約権付社債額面10,000,000円当たりの繰上償還金額である16,000,000円を上回っております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

### ③ 算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりませんので、該当事項はありません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
65,366,695 (株)	43,577,797 (株)	—(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(43,577,797株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(43,577,797株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(65,366,695株)を記載しております。当該最大数は、対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の発行済株式総数(63,274,150株)に、(ii)(7)対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の第6回新株予約権(600個)、第7回新株予約権(999個)、第8回新株予約権(145個)及び第9回新株予約権(9,779個)から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、第6回新株予約権200個、第7回新株予約権57個、第9回新株予約権370個がそれぞれ消滅したとのことです。)を除いた数の新株予約権(第6回新株予約権400個、第7回新株予約権942個、第8回新株予約権145個及び第9回新株予約権9,409個)の目的となる対象者普通株式の数(2,476,600株)並びに(i)対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(165個)から、平成25年11月30日までに消滅した本新株予約権付社債に付された新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権14個が消滅したとのことです。)を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権(151個)の目的となる対象者普通株式の数(3,114,687株)をそれぞれ加えた株式数(68,865,436株)から、(iii)対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の対象者が所有する自己株式数(3,498,741株)を控除した株式数(65,366,695株)です。

(注4) 買付予定数の下限は、対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の発行済株式総数(63,274,150株)に、(ii)(7)対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の第6回新株予約権(600個)、第7回新株予約権(999個)、第8回新株予約権(145個)及び第9回新株予約権(9,779個)から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、第6回新株予約権200個、第7回新株予約権57個、第9回新株予約権370個がそれぞれ消滅したとのことです。)を除いた数の新株予約権(第6回新株予約権400個、第7回新株予約権942個、第8回新株予約権145個及び第9回新株予約権9,409個)の目的となる対象者普通株式の数(2,476,600株)並びに(i)対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(165個)から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権付社債に付された新株予約権(対象者によれば、平成25年11月30日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権14個が消滅したとのことです。)を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権(151個)の目的となる対象者普通株式の数(3,114,687株)をそれぞれ加えた株式数(68,865,436株)から、(iii)対象者自己株券買付状況報告書に記



載された平成 25 年 11 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (3,498,741 株) を控除した株式数 (65,366,695 株) の 3分の2に相当する株式数 (小数点以下第一位を切上げ) となります。

- (注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注6) 公開買付け期間末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	653,666 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	630,488 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (65,366,695株) に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年6月30日現在の総株主の議決権の数 (1単元の株式数を100株として記載されたもの) に対象者が平成25年7月1日を効力発生日として行った対象者の株式1株を2株に分割する株式分割の効果を反映した議決権数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者普通株式 (自己株式を除きます。)、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の発行済株式総数 (63,274,150株) に、(ii) (ア) 対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の第6回新株予約権 (600個)、第7回新株予約権 (999個)、第8回新株予約権 (145個) 及び第9回新株予約権 (9,779個) から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権 (対象者によれば、平成25年11月30日までに、第6回新株予約権200個、第7回新株予約権57個、第9回新株予約権370個がそれぞれ消滅したとのことです。) を除いた数の新株予約権 (第6回新株予約権400個、第7回新株予約権942個、第8回新株予約権145個及び第9回新株予約権9,409個) の目的となる対象者普通株式の数 (2,476,600株) 並びに (イ) 対象者第14期有価証券報告書に記載された平成25年8月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (165個) から、平成25年11月30日までに消滅した新株予約権付社債に付された新株予約権 (対象者によれば、平成25年11月30日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権14個が消滅したとのことです。) を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (151個) の目的となる対象者普通株式の数 (3,114,686株) をそれぞれ加えた株式数 (68,865,436株) から、(iii) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成25年11月30日現在の対象者が所有する自己株式数 (3,498,741株) を控除した株式数 (65,366,695株) に係る議決権の数 (653,666個) を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

#### (7) 買付代金 51,378 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (65,366,695 株) に1株当たりの買付価格 (786 円) を乗じた金額を記載しています。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成 26 年 2 月 10 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記 (9)「その他買付け等の条件及び方法」の①「法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。

株式については、公開買付代理人の応募口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻すことにより返還します。

本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により交付又は郵送により返還します。

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により交付又は郵送し、ユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイにより保管されている応募株券等を応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（43,577,797株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（43,577,797株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合は、いいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(a)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(b)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(c)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みま

す。以下「府令」といいます。) 第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

(i) 本公開買付けに係る公開買付届出書、公開買付説明書及び関連する買付書類(以下「買付関連書類」といいます。)の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。買付関連書類を入手する者は、かかる制約について自ら了知これを遵守することが要求されます。

(ii) 買付関連書類による情報伝達は、連合王国2000年金融サービス市場法第21条上授權された者によって行われるものではなく、当該書類は当該授權された者によって承認されたものではありません。従って、かかる書類は、連合王国の一般国民に対しては配付されず、また、

回覧されてはなりません。連合王国内における買付関連書類による情報伝達は、2000 年金融サービス市場法（金融営業活動）2005 年命令（以下「金融営業活動命令」といいます。）第 19(5)条に定義される投資専門家、金融営業活動命令第 43 条に該当する者又はその他の金融営業活動命令上買付関連書類を適法に伝達することができる者に対してのみされます。

- (iii) 買付関連書類は、イタリア共和国（以下「イタリア」といいます。）の法令による国家証券委員会（Commissione Nazionale per le Società e la Borsa（以下「CONSOB」といいます。））の許可手続に付されていません。本新株予約権付社債の公開買付けは 1998 年 2 月 24 日付法令（以下「金融サービス法」といいます。）第 101 条の 2、第 3 段落の 2 及び 1999 年 5 月 14 日付 CONSOB 規則 11971 号（以下「11971 号規制」といいます。）第 35 条の 2、第 3 段落に準拠する免除募集として行われます。従って、本新株予約権付社債のイタリアにおける公開買付けは金融サービス法第 100 条及び 11971 号規制第 34 条の 3 第 1 段落の (b) によって定義される適格投資家（investitori qualificati）（以下「適格投資家（investitori qualificati）」といいます。）のみを対象とします。イタリアにおける本新株予約権付社債の所有者は適格投資家（investitori qualificati）である場合のみ、本新株予約権付社債をイタリア法上授権された者（例えば、金融サービス法、2007 年 10 月 29 日付 CONSOB 規制 16190 号及び 1993 年 9 月 1 日付法令（いずれもその後の改正を含みます。））に準じて活動を認可されている投資会社、銀行及び金融仲介会社等（以下「イタリア授権者」といいます。）を通し、またイタリアにおけるその他の法規則及び CONSOB（又はその他のイタリアにおける当局）の規制に従って買付けに応募することができます。なお、本公開買付けにおける各仲介人はイタリアにおける顧客への情報開示義務に関する法規制を遵守する必要があります。
- (iv) 本公開買付けは、ベルギー王国（以下「ベルギー」といいます。）においては、証券の公募及び規制市場における取引許可に関する 2006 年 6 月 16 日付法律（その後の改正を含みます。以下「ベルギー目論見書法」といいます。）第 10 条に定められた適格投資家であって自己勘定で取引する者、又は、機関投資家又は職業投資家の概念に適格投資家の概念を拡張するための 2006 年 9 月 26 日付王国令に準じて適格投資家として登録された者であって自己勘定で取引する者以外の者に（直接的又は間接的に）向けたものではありません。買付関連書類は、ベルギーの金融サービス市場機構（Autorité des services et marchés financiers）による認可につき届出がなされておらず、またその予定もないため、本公開買付けは、ベルギー国内において、公開買付けに関する 2007 年 4 月 1 日付法律（その後の改正及び置換を含みます。）第 3 条において定義された公募として行うことができません。従って、本公開買付けは、ベルギーにおいては、ベルギー目論見書法第 10 条に定められた適格投資家であって自己勘定で取引する者のみを対象とし、これら以外の者（以下「対象外の者」といいます。）は対象としておらず、また、対象外の者は本公開買付けに応募することはできません。対象外の者に対して買付関連書類は直接的又は間接的に配布又は入手可能とされず、その予定もありません。ベルギーにおいて、買付関連書類は適格投資家のみに対して本新株予約権付社債の公開買付けのみを目的として配布され、かかる書類に含まれる一切の情報は、その他の目的に利用されてはならず、また、上記以外の者に開示されてはなりません。
- (v) 本公開買付けは、直接又は間接を問わず、フランス共和国（以下「フランス」といいます。）の一般国民に対しては実施されません。買付関連書類はフランスの一般国民には配布されておらず、また、将来も配布されてはなりません。フランスにおいて本新株予約権付社債の公開買付けに応募可能な者はフランス金融財政法（Code monétaire et financier）第 L. 411-1 条、第 L. 411-2 条及び第 D. 411-1 条から D. 411-3 条に定義されまたそれらに準じ(i) 第三者の計算においてポートフォリオ運用に関する投資サービスを提供する者（personnes fournissant le service d'investissement de gestion de portefeuille pour compte de tiers）及び(ii)適格投資家（investisseurs qualifiés）（但し、個人は除きます。）で自己勘定で取引する者のみとなります。買付関連書類はフランス金融市場当局（Autorité des Marchés Financiers）による認可及び承認につき届出がなされておらず、またその予定もありません。
- (vi) 買付関連書類は、買付関連書類に関連する普通株式、本新株予約権若しくは本新株予約権付

社債の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を違法とする法域においてはかかる申込み又は勧誘を構成するものではなく、かかる申込み又は勧誘を違法とする法域においては、当該株式の株主、新株予約権者及び新株予約権付社債の社債権者からの本公開買付けにおける当該株式、本新株予約権又は本新株予約権付社債の応募は承諾されません。

- (vii) 本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は、公開買付者に対し、以下の旨の表明及び保証を行うものとみなされます。
- a. 当該応募株主等に対して本公開買付けに関する勧誘を行うことが適用証券法令において違法ではなく、応募に際し適用法令を遵守していること。
  - b. 当該応募株主等が連合王国に所在せず若しくは居住していないこと、又は連合王国に所在若しくは居住している場合には、金融営業活動令第 19(5)条に定義される投資専門家の定義に該当する者又は金融営業活動令第 43 条に該当する者であること、又は金融営業活動命令の下で買付関連書類を伝達することが適法であるその他の者であること。
  - c. 当該応募株主等がイタリアに所在せず又は居住していないこと、又はイタリアに所在若しくは居住している場合には、(a)イタリア授権者であり（又はイタリア授権者を通じて応募する者であり）、イタリアにおけるその他の法規制及び CONSOB（又はその他のイタリアにおける当局）の規制に従って応募する者であること、並びに(b) (i) 適格投資家（investitori qualificati）であること、又は (ii) 当該応募株主等は応募の勧誘を受けておらず、また、本公開買付けの宣伝又は応募促進の対象とはなっておらず、買付関連書類は当該応募株主等が要請のもと自主的に入手したものであり、入手した買付関連書類を転送又は入手可能としないこと。
  - d. 当該応募株主等がベルギーに所在せず若しくは居住していないこと、又はベルギーに所在若しくは居住している場合には、ベルギー目論見書法第 10 条に定められた適格投資家であって自己勘定により取引する者であること。
  - e. 当該応募株主等がフランス国籍を有せず若しくは居住していないこと、又はフランス国籍を有し若しくは居住している場合は、フランス金融財政法（Code monétaire et financier）第 L. 411-1 条、第 L. 411-2 条及び第 D. 411-1 条から D. 411-3 条に定義されまたそれらに準じ (i) 第三者の計算においてポートフォリオ運用に関する投資サービスを提供する者（personnes fournissant le service d'investissement de gestion de portefeuille pour compte de tiers）又は(ii)適格投資家（investisseurs qualifiés）（但し、個人は除きます。）で自己勘定で取引する者であること。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 12 月 12 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、メリルリンチ日本証券から取得した対象者株式価値算定書、TMI から得た法的助言及び第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのこと。対象者は、対象者の中長期的な企業価値向上のためには、持ちうる経営資源の全てを活用し、あらゆる事業機会を的確に捉えていくことが必須であるとの認識に立ち、成長が鈍化しつつある国内マーケティングリサーチ領域の事業について継続的な成長をこれまでと同様に目指しながら、これに加えて国内や北米等におけるM&A、アライアンスを駆使したマーケティングリサーチサービスの展開に関する挑戦、セルフ型リサーチなどマーケティングリサーチ領域における新サービスの開発、購買データ等のデー

データベース事業領域への積極的な進出のための各種ビッグデータの入手及び当該データ分析のための新システムの開発、スマートデバイスを活用した新しいマーケティングサービスの開発及び先行者メリット享受のためのサービスローンチ初期段階からの積極的な事業投資などを矢継ぎ早に実施する必要があると考えていたとのことですが、これらの経営施策を実行することで対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値の向上を達成するためには、投資の初期段階においてのみならず、大胆かつ機動的な事業投資を継続して行っていく必要があるものと認識しているところ、それに伴う一時的な費用の増大による収益の悪化やキャッシュフローの悪化のリスクを一般株主の皆様には許容いただくのではなく、本公開買付けを実施し、対象者普通株式を非上場化するとともに、対象者を公開買付者の完全子会社とし、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築することでこのようなリスクを回避することが、対象者として最善の選択肢であると判断するに至ったとのことです。その上で、(i) 本公開買付価格は、(a) メリルリンチ日本証券による算定結果のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、(b) 本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年12月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値674円に対して約16.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年11月11日から平成25年12月10日まで）の普通取引終値の単純平均値628円（小数点以下四捨五入）に対して約25.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年9月11日から平成25年12月10日まで）の普通取引終値の単純平均値614円（小数点以下四捨五入）に対して約28.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年6月11日から平成25年12月10日まで）の普通取引終値の単純平均値608円（小数点以下四捨五入）に対して約29.3%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的であると考えられること、(ii) 本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付価格は、それぞれ「（本公開買付価格－各本新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額）×各本新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数」及び「本公開買付価格×（本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円／本日現在において有効な転換価額484.8円）」という計算式により算出されるものであること、また、(iii) 本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格のいずれも、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえれば、本公開買付価格、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格、本新株予約権付社債の額面10,000,000円当たりの買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者、本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年12月11日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である杉本氏を除く取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である杉本氏は、下記「②公開買付者と対象者の役員との間の合意の内容」に記載のとおり、公開買付者との間で、本公開買付けに関し、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募すること等について合意をしているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてベインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、上記対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## ②公開買付者と対象者の役員との間の合意の内容

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバナラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバナラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約を締結しております。当該公開買付応募契約において、杉本氏及びバナラスカイによる本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。なお、杉本氏及びバナラスカイによれ

ば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本日後に杉本氏からバニラスカイに対して譲渡し、バニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。

また、公開買付者及び株式会社BCJ-11は、本公開買付けに関し、杉本氏との間で、平成25年12月11日付で、本取引後の公開買付者の取締役への就任等に関し、以下の内容を含む経営委任契約を締結しております。

- ①公開買付者及び株式会社BCJ-11は、本合併効力発生日をもって、公開買付者の取締役に就任し、職務を遂行することを杉本氏に委任する。
- ②杉本氏は、公開買付者の取締役としての任期中の報酬として、原則として経営委任契約の締結日時における対象者の杉本氏に対する報酬額を基準として報酬を受ける。
- ③杉本氏は、在任中及び退職後の一定期間、競業避止義務を負う。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者によって公表された平成25年12月11日付「[平成26年6月期 配当予想の修正に関するお知らせ]」によれば、同日開催の対象者取締役会において、平成26年6月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成26年6月期の中間及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来に関する記述】**

このプレスリリースには、「期待」「予想」「意図」「予定」「考え」「見込み」等の表現を用いて、将来に関する記述が含まれている場合があります。その中には、公開買付者や他の企業の将来の事業に関する記述も含まれています。将来に関する記述は、公開買付者の経営陣による現時点での事業予測に係る見解に基づくものであり、実際の結果は、将来の状況に応じて、記述内容と異なる場合があります。なお、公開買付者は、このプレスリリースについて、このプレスリリース後に生じる事象や状況を反映させるために、その将来に関する記述を更新する義務を負うものではありません。